アレクティ会員規約

第1条【定義】

本規約に定める条明は、ALECTY(以下「本クラブ」と言います)の店舗に適用され、本クラブ所定の入会手続きを 行い、本クラブから入会を認められ会員資格を取得された方をクラブの会員とします。

第2条【会員制度】

- 1. 本クラブは会員制とします。
- 会員の実約期間は、会員が本クラブ所定の退会手続き完了または会員資格の停止および除名がなされるまで 自動車毎ト1ませ
- 3. 未成年者が入会を希望する場合は、本クラブ所定の入会同意書に本人とその親権者が連署の上、入会手続きを 行うものとします。この場合親権者は、本会員規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- 4. 会員は本会員規約、施設内諸規則、その他本クラブが定める規則をすべて遵守しなければなりません。

第3条【入会資格】

次の各項のいずれかに該当する者は、本クラブの会員になることができません。また、入会手続き後に入会資格 外であると判明した場合、本クラブはその者の会員資格を取り消す事ができるものとします。

- 1. 本会員規約および本クラブの諸規則を遵守できない者。
- 2. 申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できない者。
- 3. 暴力団、テログループ、その他これに準ずる者等、反社会的勢力である者。
- 4. 刺青、タトゥーなどをしている者。
- 5. 薬物を使用している者。
- 6. 医師等により、運動または本クラブが提供するサービスの利用を禁じられている者(本クラブが必要と判断した場合、医師による診断書の提出をお願いする場合がございます)。
- 7. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾患を有している者。
- 8. 過去に本クラブで強制退会により会員資格を喪失した者。
- 9. 16歳未満である者。
- 10. 所属する学校または団体においてフィットネスクラブへの入会が禁じられている者。
- 11. 未成年者で本クラブの利用に関して親権者の同意を得られない者。
- 12. その他、本クラブが会員として相応しくないと判断した者。

第4条【会費】

- 1. 会員は本クラブが定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に本クラブに納入しなければなりません。
- 2. 会員は施設利用の有無に関わらず、在籍する限りは指定の会費を支払わなければなりません。
- 3. 一旦納入した諸会費、諸料金は理由の如何に関わらず返還致しません。
- 4. 本クラブは、会費等の改定を行うことができます。その場合、1ヵ月前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。会員またはその製族はこれに異議がないものとします。

第5条【遵守事項】

本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為を禁止します。 発覚した時は即刻入場禁止お よび退館、会員資格の停止および除名処分とさせて頂きます。

- 1. 動物を施設内に持ち込む行為(身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬、聴導犬を除く)。
- 2. 刃物などの危険物を施設内に持ち込む行為。
- 3. 施設内または同ビル共用部分で喫煙する行為(電子タバコ・無煙タバコを含む)。
- 4. 本クラブが定めるエリア以外で通話・撮影・録音する行為。
- 5. 所定の場所以外での排泄行為。
- 6. 本クラブの諸施設、器具、備品、その他本クラブが管理する物品の損壊や持ち出し、施設内や施設外に落書き や造作をする行為。
- 7. 痴漢、覗き、露出などの公序良俗に反する行為。
- 8. 許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニングなどの営業行為、金銭のやりとりや勧誘をする行為。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動をする行為。
- 9. 他の会員を含む第三者やスタッフに対して暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷、嫌がらせその他の迷惑行為 と受け取られる言動をする行為。
- 10. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフに迷惑を及ぼす行為。
- 11. 支払うべき諸会費・諸料金・諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
- 12. 顔認証を行わず、前にいる他の会員が開けたドアで入退館する行為。
- 13. ストレッチエリア内を土足で利用する行為。
- 14. 施設内で睡眠する行為。
- 15. 酒気を帯びての来館、もしくは館内での飲酒行為。
- 16. ヒール、革靴、サンダル、ゴム草履、または裸足などでトレーニングマシンを利用する行為。
- 17. スーツ、ジーンズ、ベルト付のズボンなど運動に相応しくない恰好でトレーニングマシンを利用する行為。
- 18. 施設内で刺青、タトゥーなどを見せる行為。
- 19. 本クラブが会員として相応しくないと認める行為、本クラブの秩序を乱す行為。

第6条【会員種別の変更】

- 本人の都合による会員種別の変更を本クラブが認めた場合、所定の書面にて手続きを行ったうえで、会員種別の変更ができます。
- 2. 会員種別の変更、月額オプションの変更は利用開始もしくは停止希望月の前月末(月末が休業日の場合はその前営業日迄)に来店し、所定の手続きを完了する事により、その翌月から変更することができます。

第7条【退会】

- 1. 会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の前月末迄(月末が休業日の場合はその前営業日迄)に来店し、所定の手続きを完了する事により、その翌月末で退会することができます。
 - また、退会後でも個人備品等、置忘れ等が発生した場合は別途保管料を頂きます。
- 2. 会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。
- 諸会費・諸料金の未納がある場合は完納するまで退会手続きを行うことができません。
 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は受付られません。
- キャンペーンを適用しての入会は9ヵ月継続が条件です。契約期間中の退会時は残り月会費を全額お支払い 頂くことで手続きすることが可能です。
- 6. 如何なる場合でも3か月間は退会する事ができません。

第8条【届出等】

- 1. 会員は入会手続き時の記載事項に変更があった場合、速やかに本クラブに変更を届け出るものとします。
- 2. 本クラブの会員への諸通知などは、会員から届け出があった最新の連絡先宛に行うものとし、第1項の届け 出を怠ったために本クラブからなされた諸通知等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき 時に到着したものとみなします。

第9条【強制退会】

- 1. 本規約および本クラブの諸規則を遵守しない場合、会員が自己都合により会費または諸料金を2ヶ月間以上 滞納した場合は、施設の判断で強制退会処分させてもらう時があります。また滞納分については、全額本クラ ブが指定した方法で支払わなくてはなりません。
- 3. 強制退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく本クラブへの入会はできません。

第10条【資格喪失】

- 1. 退会、除名した場合。
- 2. 死亡した場合。
- 本クラブを閉撃した場合。

第11条【施設の一時的休業および一時的閉鎖】

本クラブは次の各項のいずれかに該当する場合、諸施設全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。予め決定している場合は、原則として1ヵ月前までに会員に対しその旨を告知するものとします。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法定の定める場合、または本クラブが認める場合を除き、会員の会費支払い義務の軽減や免除はありません。

- 1. 定期休業などによる場合。
- 2. 本クラブが特別行事を開催する場合。
- 3. 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ない場合。
- 4. 気象災害、その他外的要因により、その災害が会員に及ぶと判断した場合。
- 5. その他、法令などに基づく関係省庁からの指導による場合など、重大な事由によりやむをえないと本クラブが 判断した場合。
- 6. 前各項の他、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合。

第 12 条【クラブの閉鎖】

施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。

第13条【営業日および営業時間】

- 1. 休業日および営業日は別に定めます。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。
- 2. 本クラブは、各施設の休業日または営業時間を変更することができます。

第 14 条【告知方法】

本規約および本クラブの諸事情に関する通知または予告は、施設内への掲示及びホームページに掲載する方法と します。

第 15 条【賠償責任】

- 本クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害、その他の事故については、本クラブはその故意または重過失による 場合を除き、一切の責任を負いません。
- 会員は、自己の責に帰すべき原因により、本クラブの施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその 賠償責任を果たさなければなりません。
- 3. 会員は、紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴したビジターと連帯して賠償責任を負わなければなりません。

第16条【本規約その他諸規則の改定】

本クラブは本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の更新日をもってすべての会員に適用されます。